

六連島灯台
文化財の概要

1 指定対象の概要

むつれしま
六連島灯台 1基

附 旧日時計 1基

石垣 1基

まないたしょうひょう
旧俎礁標 1基

2 構造形式

灯台

石造及び金属造、建築面積55.71m²、囲障附属、
総高10.2m

旧日時計

石造

石垣

折曲り延長41.7m、階段付

旧俎礁標

石造、総高8.1m

3 所在の場所

灯台、旧日時計及び石垣

下関市大字六連島字船着654番地

旧俎礁標

下関市大字彦島字金ノ弦岬

4 所有者

灯台、旧日時計及び石垣

海上保安庁（東京都千代田区霞が関二丁目1番3号）

旧俎礁標

下関市（下関市南部町1番1号）

5 建築年代

明治4年

着工 明治3年10月

初点灯 明治4年11月21日

竣工 明治4年11月28日

6 沿革

六連島灯台は、響灘に浮かぶ六連島北東端の断崖上に位置し、慶応3年(1867)に英国と締結した大坂条約に基づき、兵庫開港に伴い整備された瀬戸内海沿岸の5基の灯台(友ヶ島、江崎、和田岬、六連島、部埼)のひとつである。関門海峡東口にあたる部埼[へさき]灯台と同時期に築かれた。築造にあたっては、英国スティヴンソン社の仕様書に基づき、「日本の灯台の父」と称されるリチャード・ヘンリー・ブラントンが指導監督した。完成後、明治5年6月に明治天皇の視察が行われ、天皇の灯台行幸の最初となった。

灯台は、石造の円形平面の灯塔に扇形の付属舎が取り付け、灯塔の上部にドーム型の屋根を持つ金属造の灯籠が載る。現在は、灯籠内にLED灯器が据えられ築造当初のレンズは残っていないが、外観、内部とも、よく保存されている。

旧俎礁標は、関門海峡の岩礁上に立てられた国内最古の洋式立標が改造、移築を経て現存するもので、灯台と同じくブラントンの関与により、明治4年7月に設置された。

7 価値評価

六連島灯台は、我が国最初期の洋式の石造灯台のひとつである。明治初期に航行の難所である関門海峡に設置され、その後本格化する瀬戸内海の近代航路標識整備の礎をなすものとして、我が国の近代海上交通史上価値が高い。また、六連島灯台と同時期に立てられた旧俎礁標は、明治初期における近代航路標識技術の一端を示すものであることから、灯台とともに保存を図る。

8 その他

旧俎礁標は、現在「旧金ノ弦[かねのつる]岬灯台」として下関市指定文化財及び日本遺産「関門”ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」の構成文化財であるが、重要文化財指定により、今後名称を変更する。

なお、地方指定文化財が重要文化財に指定された場合は、地方指定は解除される。

また、当該指定と同時に、「六連島灯台」とともに関門海峡に設置された「部埼[へさき]灯台」(北九州市門司区部埼)が重要文化財に指定される見込み。



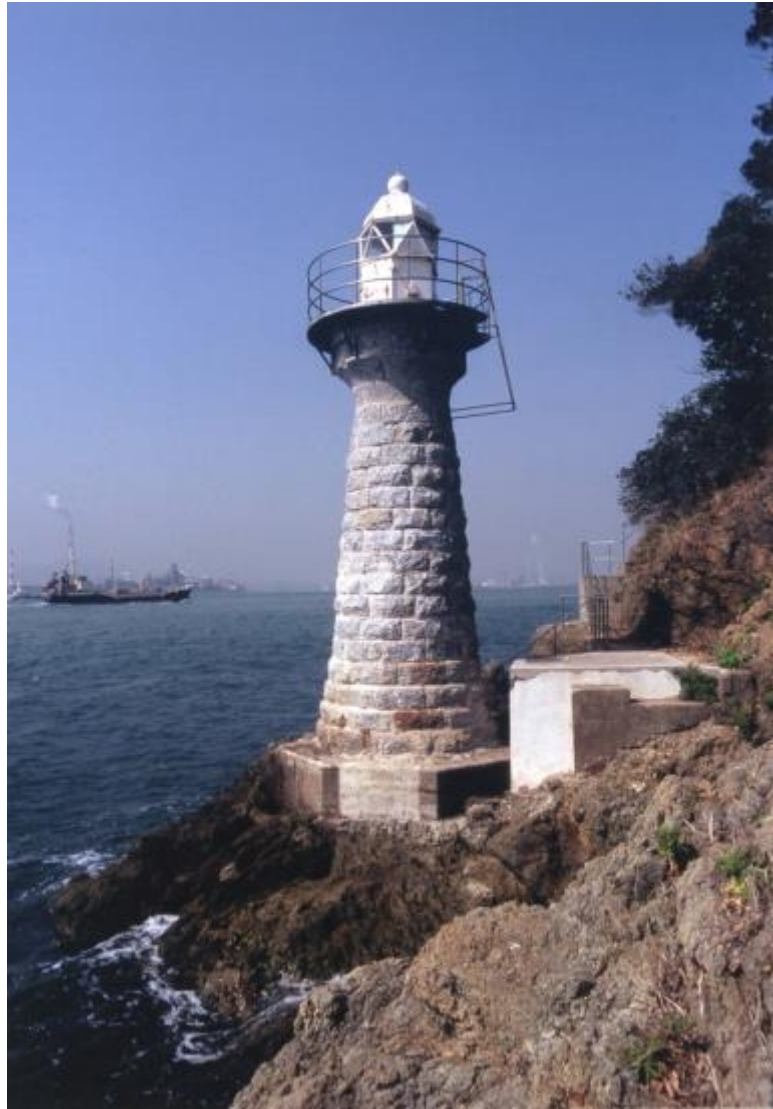
六連島灯台 外観



六連島灯台 灯塔付属舎発電機室内部



六連島灯台 旧日時計（組立時）



旧組礁標全景